主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年六月に処する。 原審及び当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

検察官那賀島三郎の控訴趣意並に弁護人嘉藤亀鶴の答弁は記録に編綴の右検察官 作成名義の控訴趣意書及び右弁護人作成名義の答弁書記載のとおりであるから茲に 之を引用する。

控訴趣意第一点について、

よつて刑事訴訟法第三百九十七条に則り原判決を破棄し同法第四百条但し書により当裁判所において更に次のとおり判決をなすべきものであるから尓余の論点についての判断はこれを省略する。

(罪となるべき事実)

被告人は幼少の頃父母に死別したため、遠い親戚に当るAの手で育てられて小学 校を卒業し、看護婦の免状を貰つてから、昭和十六年九月頃Bの媒酌で当時北海道 において開拓農業に従事して居た現在の夫Cと結婚し、次いで農業技術員となつた 夫とともに昭和十八年六月頃福島県耶麻郡a村に引揚げ、その後夫の職務関係によ つて同郡b村、c村等を経て昭和二十三年八月頃肩書本籍地に移り住み、夫Cは同 地のd村農業協同組合に勤め、被告人も亦その間助産婦となり或は保健婦として勤 務する等夫とともに働き続け平和な家庭生活を営んで居たものでおるが、夫Cが昭 十六年四月頃から当時同じ協同組合に勤めて居た女事務員D(昭和七年六月七 日生)と懇ろになり、遂には子のない被告人を離別して右Dと夫婦となることまで 約束して居ることを聞知するとともに、その頃夫Cの被告人に対する愛情が薄くなりつつおることを感じられるようになつたので、独り心を痛め、日夜その対策に腐 心した結果、右口に直接面会の上同人に対し夫Cとの間の不倫な関係を絶つべく要 請し、若しこれに応じなければ右Dを毒殺しても家庭の平和を取戻そうと決意し、 同年六月頃喜多方保健所で実施した野犬狩の際使用した残りの硝酸ストリキニーネの内約〇・五瓦を、ひそかに持ち出し準備を整え、同年八月十一日夫Cの不在をた しかめた上、勤務先を早退して帰宅する途中前記協同組合に立ち寄りDを呼出し自 宅に連れ込み、折柄留守居をして居た夫の妹Eを外出させた後、同所において先づ Dに対し夫Cとの不倫な関係を絶つよう申入れたところDにおいてCとは互に愛し 合つて居るから離れられないと素気なく拒絶された上勝ち誇るかのような態度を見 せつけられ、Dに対する嫉妬と憎悪の情益々募り、茲において同死を装い前記毒薬 を嚥下させで同人を殺害せんと決意し自ら死ぬ意思のないのに拘らずDに対し「私 も愛し続け、お前も愛し続けると云うがその結果はどうなるか、俺も死ぬからお前もこれをのんで死んで呉れ」と詐言を以て自殺を慫慂したが同人け黙して答えないので更にこれを黙つで飲んでくれといつて予て準備して置いた前記オブラート包の 硝酸ストリキニーネ約〇・四瓦をDの口の中に差入れ次いでコツプで水を与えこれ を嚥下せしめたため、同日午後零時頃右Dをしてd村大字e字fgh番地の同人方 において嚥下せる右硝酸ストリキニーネの作用に因る痙攣発作時の窒息のため死亡 せしめて殺害の目的を遂げたものである。

(証拠)

以上の事実は

- Fの司法警察員に対する参考人供述調書の記載
- Gの司法巡査に対する供述調書の記載
- Hの司法警察員に対する供述調書の記載
- Iの司法警察員に対する第一回供述調書の記載
- Eの司法警察員に対する第一回及び第二回供述調書の各記載
- J、K、L、M、N及びOの司警察員に対する各第一回供述調書の各記載 原審裁判所の検証調書並びに証人P、同C、同L、同Q及び同Rに対する 証人尋問調書の各記載
 - 原審第一、二回公判調書中被告人の供述記載
 - 原審第三回公判調書中証人S及び同Tの各供述記載
 - Sの副検事に対する供述調書の記載
- 被告人の副検事に対する供述調書並びに司法警察員に対する第一乃至第四 の各供述調書の各記載
- 副検事の検証調書二通(いずれも昭和二十六年八月十五日附のもの)の各 記載
 - 鑑定人Sの作成したDの死体に対する鑑定書の記載
- 警察技官T及び同Uの共同作成に係る鑑定書二通(昭和二十六年八月十七 日附及び同月二十二日附のもの) の各記載
- 警察技官V及び警察事務官Wの共同作成に係る昭和二十六年九月十日附鑑 定書の記載

 - 警察技官Vの作成した昭和二十六年十月十二日附鑑定書の記載 司法警察員巡査Xの作成した昭和二十六年八月十一日附領置調書の記載
- 司法警察員Qの作成した昭和二十六年八月十二日附捜索差押調書及び押収 品目録の各記載
 - 当審における検証調書の記載
- 当審における証人H、N、E、C、Lに対する各尋問調書の記載 押収にかかる硝子コツプー個(証第一号)並びにオブラート及び粉末薬包 (袋) 一個(証第二号)の存在を総合して之を認める。

(法令の適用)

法律に服すと被告人の判示所為は刑法第百九十九条に該当するところ所定刑中有 期懲役刑を選択し、犯罪の情状憫諒すべきものがあるので同法第六十六条六十七条 第七十一条第六十八条第三号により其の刑を酌量減軽した範囲内で被告人を懲役一 年六月に処し原審及び当審における訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項に則 り被告人に負担せしむることとし主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大野正太郎 裁判官 松村美佐男 裁判官 蓮見重治)